

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会  
省エネルギー小委員会 照明器具等判断基準ワーキンググループの開催について  
(案)

### 1. 趣旨及び審議事項

現行のトップランナー制度では、「蛍光灯のみを主光源とする照明器具（蛍光灯器具、電球形蛍光灯）」と「電球形LEDランプ」が対象機器として指定されており、エネルギー消費性能の向上が図られている。今後は、高効率照明の普及を促進し、その他の照明器具等を含めた更なるエネルギー消費性能の向上を図っていくため、新しい判断の基準等を策定する必要がある。

そこで、トップランナー制度に基づく新しい判断の基準等の策定について検討を行うべく、照明器具等判断基準ワーキンググループを開催することとする。

なお、今回の検討の対象は、日本標準商品分類（平成2年6月改定）の分類番号621「電球形」及び622「照明器具」とする。

### 2. 委員構成

照明器具等判断基準ワーキンググループの委員構成については、学識経験者、消費者団体等により構成する。なお、ワーキンググループ座長及びワーキンググループに属すべき委員は、委員長が指名する。

### 3. スケジュール

- ・2016年10月に第1回を開催（対象範囲及び測定方法）。
- ・2016年12月に第2回を開催予定（目標年度、区分、目標基準値、表示事項等）。